

議 案 書

【第1号議案】 くちくまのコミュニティバスの運賃改正（案）について

住民の皆さまに公共交通に触れていただく機会を設けることを目的として、令和3年2月22日から令和3年3月5日まで（土・日・祝日を除く）の期間、70歳以上の方および身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・運転経歴証明書・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方の運賃を全区間無料としたい。

記

- ・70歳以上の方および身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・運転経歴証明書・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方の運賃を全区間無料とする。
- ・令和3年2月22日から令和3年3月5日まで（土・日・祝日を除く）の期間、本線および支線の全区間を対象とする。（別紙時刻表のとおり）

上富田町地域公共交通会議

会 長 山 本 敏 章 宛

書 面 議 決 書

【第1号議案】 くちくまのコミュニティバスの運賃改正（案）について

賛 ・ 否
その他ご意見等があれば、ご記入ください。

令和3年 月 日

上富田町地域公共交通会議委員

（事業所・団体名）

（委 員 名）

印

※ 賛・否いずれかに○印を付け、事業所・団体名および委員名を記入、押印のうえ
ご返送ください。

上富田町地域公共交通会議設置要綱

平成21年11月10日
要綱第 37号

(目 的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、上富田町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 町営有償運送の新設、廃止、態様の変更及び運賃・料金に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組 織)

第3条 交通会議の委員は、次のとおりとする。

- (1) 上富田町長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 公益社団法人和歌山県バス協会及び社団法人和歌山県タクシー協会の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (7) 和歌山県知事又はその指名する者
- (8) 田辺警察署長又はその指名する者
- (9) 道路管理者、その他会長が必要と認める者
- (10) 社団法人和歌山県ハイヤー・タクシー協会の代表

(会 長)

第4条 交通会議に会長を置き、前条第1号に規定する町長が指名する者を充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 交通会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 交通会議は、原則として公開とする。

4 交通会議において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、交通会議の決議に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、総務政策課まちづくりグループにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。